

新システムにおける市町村の権限及び責務と児童福祉法第24条の改正について

＜基本的な考え方＞

- 新システムの**実施主体である市町村**がその権限と責務を果たすことにより、**子どもが確実に学校教育・保育を受けることができる**仕組みとすることが必要であり、そのような視点から、現在の児童福祉法第24条を見直し、これらの権限と責務を児童福祉法と子ども・子育て支援法の2法の中に位置付ける。

＜改正の方向性＞

- 現在の**児童福祉法第24条**に規定されている事項は、おおむね下記のとおり。
 - ・市町村による保育の実施義務、直接実施
 - ・保育の対象者（「保育に欠ける」要件）
 - ・市町村と保護者の契約による保育実施
 - ・市町村による利用者への施設の情報提供
 - ・定員超過時の市町村による選考
 - ・虐待事例等特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育利用の推奨
- これらの事項については、
 - ① **児童福祉法**には、**保育を必要とする子ども**に対し、**市町村が必要な保育を確保するための措置を講ずるとともに**、関係者の連携・調整を図る旨の**全体的な責務規定**に加えて、**待機児童発生時**における**市町村**による**利用調整**、虐待事例など**特別な支援を必要とする子ども**に対する利用の**勧奨**や入所の**措置**など、子どもの保護のために取るべき**更なる対応**に関する規定を設け、**保育の利用保障**を**全体的に下支え**するとともに、
 - ② **子ども・子育て支援法**には、児童福祉法をベースとして、**確実な給付の保障**を行う観点から、市町村による**計画的な幼児期の学校教育・保育の整備**、こども園給付等による**個人給付と権利保障**、契約による**利用手続・利用支援**等の規定を設け、**確実な給付の保障**を図る、ことにより担保しつつ、子どもの権利保障を確実なものとしていく。

新システムにおける児童福祉法の改正の方向性（イメージ）

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

改正後の児童福祉法

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する**市町村**による**保育の措置**
【新設・現行は規定なし】

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援

◎待機児童発生時における市町村による利用調整

◎市町村は、子ども・子育て支援法に定めるところによるほか、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

◎市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

子ども・子育て支援法

◎**全市町村**における**市町村計画**の**策定**を義務付け、計画的な**保育整備**【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

◎こども園給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化

◎市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施
・市町村の関与の下での適切な契約の締結

・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援

◎質の確保された給付の提供



※現行の児童福祉法によりカバーされている項目

新システムにおける公的契約と市町村による関与について

【市町村による利用支援・調整・措置】

○ 市町村は、公的契約において、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

① 関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

③ 市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。

新たな制度における利用者負担について

新たな制度における利用者負担の基本的考え方

- 新システムにおける利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

○ 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。

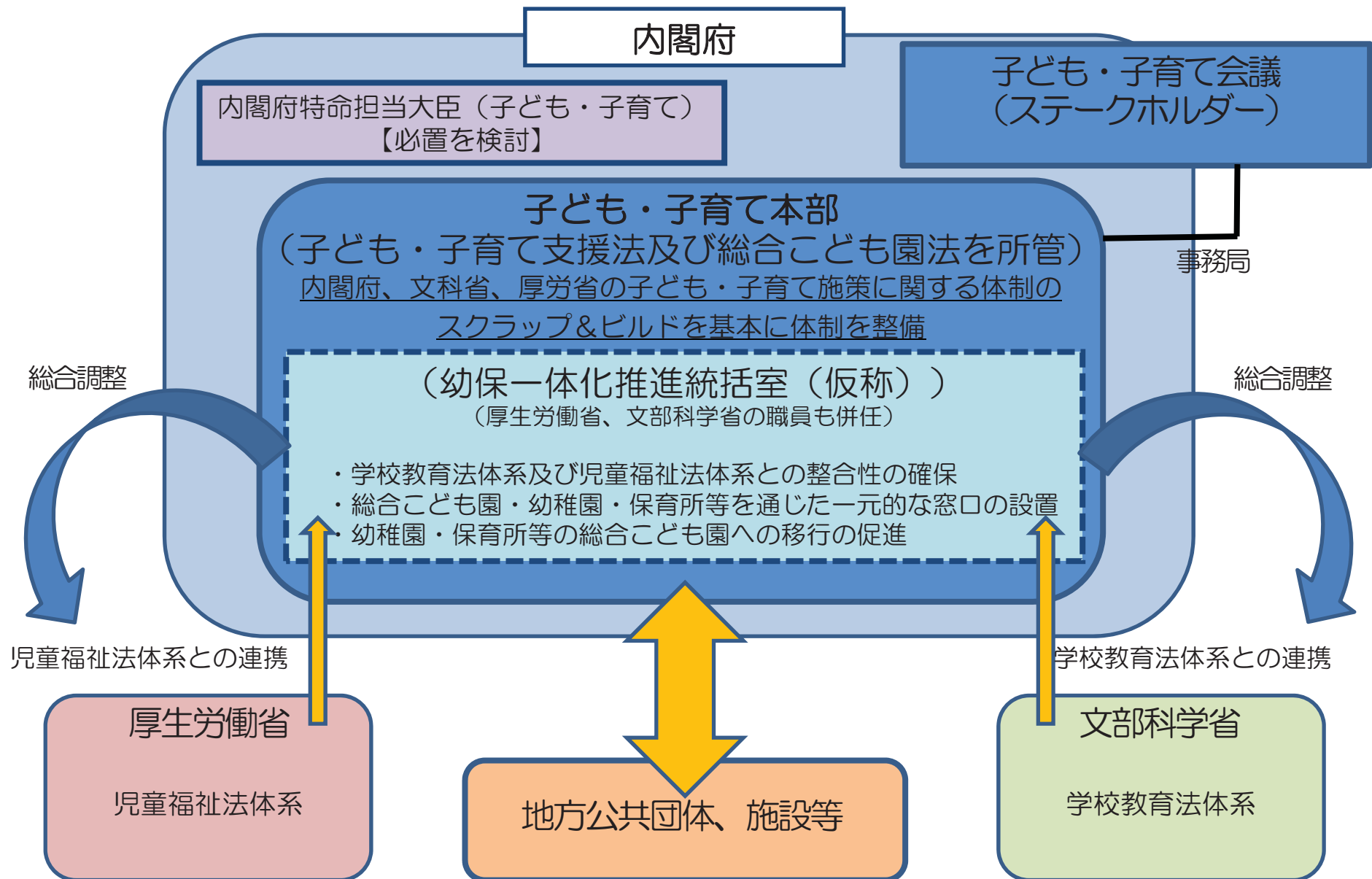
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 一時預かり
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童クラブ
- ・ 妊婦健診
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業
（例：特別支援教育に関する支援等）

※ 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲については、平成24年度以降の子どものための手当等の取扱いについての4大臣合意との整合性に留意が必要

国の所管及び組織体制について

- すべての子どもに良質な育成環境を保障する財源・給付に係る「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 総合こども園は、総合こども園法に基づく「一体化施設」であり、子ども・子育て支援法を所管することとなる内閣府で所管することが適当。
- 同時に、総合こども園の認可を受けることにより、その効果として、学校教育の法体系における学校及び児童福祉の法体系における児童福祉施設としての性格を併せ持つこととなり、その限りにおいて文科省、厚労省の所管は残ることから、事務の内容に応じて、両省と調整を図ることとする。
- 省庁再編の際に実現を目指す子ども家庭省（仮称）の基盤となる組織体制として、当面、子ども・子育て施策の中核的役割を担うこととなる内閣府に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法における権限を、内閣府特命担当大臣の下で、適切に実施するための体制を整備し、新システムの一元的な実施体制を担保することを目的として、法律上の総合調整権限を持たせることとする。

内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一元的体制（イメージ）
《省庁再編の際には子ども家庭省（仮称）へ移行》



子ども・子育て対策の充実のための約0.7兆円の内訳

子ども・子育て対策の充実：約0.7兆円

* 子ども・子育て新システムは、消費税8%段階施行時に先行実施、消費税10%段階施行時に本格実施することを想定。

◎ 約0.4兆円

：最優先課題である待機児童解消等のため、保育等の量を拡充するために要する費用

【内訳】

* 子ども・子育てビジョン（H22.1閣議決定）ベースで算定
（ピークはH29年度末）

◇ こども園（現在の保育所・幼稚園） ＋約0.3兆円

- ・ 3歳未満児の保育利用数 H24年度 86万人 → H29年度末 122万人
- * 3歳未満児保育の利用率 H24年度 27% → H29年度末 44%
（H23.4.1時点の3歳未満児の利用率 24%）
- ・ 平日昼間の保育利用児童数 H24年度 225万人 → H29年度末 265万人

◇ 放課後児童クラブ ＋約 0.01兆円

- ・ 放課後児童クラブの利用児童数 H24年度 83万人（*） → H29年度末 129万人
- * 1－3年生の利用児童利用率 H24年度 22%（*） → H29年度末 40%
* H23.5時点ベース

◇ その他 ＋約 0.1兆円

- ・ 病児・病後児保育 ＋0百億円
H24年度 144万日 → H29年度末 200万日
- ・ 延長保育 ＋1百億円
H24年度 89万人 → H29年度末 103万人
- ・ 地域子育て支援拠点 ＋0百億円
H24年度 7,555カ所（*） → H29年度末 10,000カ所 * H23交付決定ベース
- ・ 一時預かり ＋約10百億円
H24年度 365万日（*） → H29年度末 5,755万日 * H23交付決定ベース
- ・ グループケア（児童養護施設等） ＋0百億円
H24年度 743カ所 → H29年度末 800カ所

◎ 約0.3兆円

：職員配置基準の改善をはじめとする保育等の質の改善のための費用。

【参考】 質の改善として想定している主な内容

- ① 0～2歳児の体制強化
 - ・ 幼稚園による0～2歳児保育への参入促進など
- ② 「幼保一体化」に向けた幼児教育・保育の質の改善
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育や休日保育等の職員体制の強化 など
- ③ 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 地域の子育て支援拠点における子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 など
- ④ 放課後児童クラブの職員体制の強化
- ⑤ 社会的養護の職員体制の強化

※ 個々の具体的な金額については、優先順位をつけながら、地域の実態等を踏まえ今後検討。

* 子ども・子育てビジョンでH26年度末の目標値としているものは、H29年度末においても同水準と仮定して試算。
* H24.4.1時点の推計ベース